

補正予算約七千万円

土木計画

九月の定例市議会

本市九月定例市議会は去月二十八日午前十時議事堂で開催、八尾市税条例一部改正など十七件を審議、内八尾伝染病院組合規約一部改正の件など七件を即日可決、他の十件はそれぞれ委員会付託となり第一日の日程を了えた。

議案第七十九号及び第八十号新市地区における昭和二十九年同三

十年度歳入歳出決算の件について

は特にその決算委員会を特設して

審議されることとなり、次の十三

議案が提出された。

(委員長) 日吉政男(副委員長)

金井三次郎(委員) 田代八郎治、

畠中正一、高橋卯之助、衣田十代

三、中谷義吉、鷲野寅次郎、小池

太郎、斎藤一、本田種吉の各

氏である。

なお引き続き三十日に建設、十月一日農林、三百四工、四日事業、

十日文教、十二日法算の各委員会を開催審議の末四日前より

り本会議を再開し、各委員より報告あり全議案を慎重審議し何れも原案通り可決した。

可決事項は次の通り。

議案第七十号

に納税出来ます。

市税金は大体四期に分れて

ます。納期がきてもなかなか納

税できなければ、平素から納税の

準備が足りないからです。

納税は誰しも楽なことではなく

大切な努力を要します。平素から

対する分担は当然であり、特に市

の税金は、すべてみ市民生活の

向上のため、私たちの八尾市によくには、各地区毎に納稅財政組合

り住みよく、より便利な町にする

を結成するのが一番いい方法だと

ります。

有利な納稅貯蓄組合

共同生活の合理化

ために使われます。

そこで市政の原動力である大切

な事務は、常にそれが

対する分担は、必ずしも公的

な市政の原動力である大切

な事務は、常にそれが

対する分担は、必ずしも公的

な市政の原動力である大切

な事務は、常にそれが

対する分担は、必ずしも公的

な市政の原動力である大切

な事務は、常にそれが

な市政の原動力である大切

な事務は、常にそれが

対する分担は、必ずしも公的

な市政の原動力である大切

タバコ買うなら市内の店で ちよつとした心づかいで市に協力

家計簿に完納しするすよい家庭

軍人恩給など改正

擴大された支給範囲

前回却下された方に

恩給法は昭和三十年十月一日より次の通り改正されます。

一、遺族年金と扶助料の増額

先順位者の遺族年金額と扶助料は昭和三十年十月分から三万一千円に、

昭和三十一年七月分から三万五千円に、

昭和三十二年七月分から三万五千円に。

それぞれ増額された。

年金証書は裁判所から本籍住所に通知され、新証書を作成の上、旧証書と引換えに交付される。

また扶助料の場合も恩給局から直

接郵便局を通じて交付されるので、改めて手続をとる必要はないが、住所の変更、氏名の変更等があれば必ずお知らせ下さい。

なお年金受給者で増額改定請求未済の方があれば、至急その方を

先に手続下さい。

新証書の交付と扶助料の通知書

は大体、昭和三十一年二月までに完了する予定。

二、軍人、準軍人の公務死範囲が拡大

昭和十六年十二月八日以後戦死または在職期間内に受傷、り病した軍人、準軍人は該傷病が故意または過失によることが明らかでない時は、遺族年金や弔慰金が支給されることになった。

（問）山本北町会に結核病院が建

樂されたが、近所にさしつかえはないか取調べてほしい。（北中町民）

（答）医療法の設置基準に合致し施設並びに設備を有し許可を受け開業しているので、付近に病院の感染の恐れは絶対にありません。（八尾保健所）

（問）学校設備のためPTAから一千円、二千円の寄付金を集めていますが、その日暮しに追われている大部分の父兄には頭痛の種です。善処を望みます。（父兄）

（答）学校への寄付は、今まで見は

昭和三十年十月二十日 (二)

軍人恩給など改正

擴大された支給範囲

前回却下された方に

これは以前に請求し却下されていたので裁判所で再審査し、該當者は本籍地に通じて通知され、未請求の方は手続をとられた。

金は公務死によるものに支給され、その手続は前に遺族年金又は用賃の請求を却下しているものがことになつた。また軍属とみな

れることになった。また軍属とみな

れることになった。また軍属とみな